

独立業務実施者の四半期財務諸表に対するレビュー報告書

平成28年12月1日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

長 光雄 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

児玉卓也 

<四半期財務諸表のレビュー>

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計に関する貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びに財務諸表に対する注記（以下、これらの保証の対象書類を「四半期財務諸表」という。）についてレビューを行った。

四半期財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して四半期財務諸表を作成することであり、また、四半期財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2400は、当監査法人に、全体としての四半期財務諸表が、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。

保証業務実務指針2400に準拠した四半期財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人は、上記の四半期財務諸表に対して監査意見を表明しない。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

<財産目録に対する報告>

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成28年9月30日現在の平成28年度の第2四半期に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）についてレビューを行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することにある。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、上記の財産目録が、財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載された我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

四半期財務諸表作成及び財産目録作成の基礎

財務諸表に対する注記の「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、四半期財務諸表及び財産目録は、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に規定される目的により作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上